

令和元年十二月十三日受領
答弁第一一七号

内閣衆質二〇〇第一一七号

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員山井和則君提出中国における「宇治茶」関連の商標登録の問題等に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出中国における「宇治茶」関連の商標登録の問題等に関する質問に対する答

弁書

一について

お尋ねについては、これまで、海外において正当な権利を有しない他者によって出願・登録がなされた商標（以下「冒認商標」という。）に対して各国とも連携して対応するため、中国を含む各国との冒認商標についての情報交換の場等を通じて我が国の懸念を伝えてきており、今後も同様に取り組んでいく考えである。

二について

お尋ねについては、冒認商標に関する相談体制の整備や異議申立ての手續等に要する費用の一部の助成等をしており、引き続き必要な対策を検討していく考えである。

三について

中国が講じている我が国の茶葉を含む農林水産物・食品に対する輸入規制については、引き続き、あらゆる機会を捉えて、輸入規制の緩和・撤廃が進むよう、関係省庁が連携して、粘り強く働きかけていく考

えである。